# 公募型指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、留萌市が発注する建設工事の請負契約の相手方を決定するに当たり、あらかじめ入札参加を希望する者を募集し、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方式(以下「公募型指名競争入札」という。)を実施する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (対象工事)

第2条 公募型指名競争入札の対象となる建設工事 (以下「対象工事」という。) は、予定価格が おおむね5千万円以上であって、工事期間等施工条件上適当と認められる工事の中から、建設工事 請負入札資格業者審査会規程(昭和59年留萌市訓令第2号。以下「審査会規程」という。)第10 条の規定に基づく工事請負入札参加者指名選考委員会(以下「指名選考委員会」という。)の議を 経て市長が決定する。

#### (入札希望者の公募)

- 第3条 公募型指名競争入札により入札を行うときは、入札期日の前日から起算しておおむね30日前に公募内容を、新聞紙、閲覧等の方法により周知するものとする。
- 2 公募内容は、おおむね次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 入札に付す事項(工事名、工事場所、工期、工事の概要等)
- (2) 入札参加希望者の要件
- (3) 公募型指名競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。) 等の提出期限、場所等
- (4) 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧期間、場所等
- (5) 入札保証金の有無
- (6) 支払条件(前金払、部分払の有無)
- (7) 契約保証金の有無
- (8) その他

## (入札参加者希望者の要件)

- 第4条 公募型指名競争入札の指名を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。
- (1) 工事請負入札参加者名簿中、発注工事と同種の工事種目に登録されている者で、市長が工事ご とに必要と認めて定める条件を満たしていること。
- (2)入札執行日までの間、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成14年市長決裁)による 指名の停止を受けていないこと。
- (3) 発注工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。
- (4) 発注工事とおおむね同規模と認める建設工事の元請としての施工実績があること。 但し、共同企業体にあっては、代表者又は構成員のいずれかに同規模の施工実績があること。
- (5) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任 配置できること。
- (6) 現場代理人を工事現場に専任配置できること。
- (7) 共同企業体の場合にあっては、前各号のほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。

#### (入札の参加申請)

- 第5条 公募型指名競争入札の指名を受けようとする者は、入札参加申請書(別記様式第1号)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、提出方法は、持参によるものとし、郵送 又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。
  - (1)類似工事施工実績調書(別記様式第2号)
  - (2)類似工事施工実績を証明する書面(工事実績証明書(別記様式第3号)又はこれに代わる書面(契約書の写し))
  - (3)配置予定技術者調書(別記様式第4号)

- (4) 共同企業体の場合においては、前各号の様式を構成員ごとに添付するほか、次の書類を提出しなければならない。
  - ア 建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
  - イ 建設工事共同企業体協定書
- (5) 市長は、申請書の提出期限の設定に当たっては、設計図書等の閲覧を開始する日の翌日から起算しておおむね7日とするものとする。
- 2 その他市長が必要と認める書類

## (入札参加希望者の要件の審査及び指名業者の選定)

- 第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、審査会規程第4条の規定に基づく工事請負 入札参加資格者審査会(以下「資格審査会」という。)において、その内容を審査させるものとす る。
- 2 資格審査会は、前項の審査結果を指名選考委員会に報告するものとする。
- 3 指名選考委員会は、前項の報告を受けた者のうち指名対象者としての要件を満たした者の中から、 対象工事に係る入札参加者を選考するものとする。
- 4 市長は、前項の選考結果に基づき入札参加者を指名するときは、書面により当該指名業者及び非指名業者に通知するものとする。

#### (指名業者及び非指名業者に対する通知)

第7条 前条第4項の通知は、指名業者にあっては指名通知書により、非指名業者にあっては公募型 指名競争入札参加者の選考結果について(別記様式第5号)により行うものとする。

## (非指名業者に対する理由の説明)

- 第8条 市長は、前条の非指名業者に対する通知は、当該通知をした日の翌日から起算して5日(留前市の休日を定める条例(平成2年留萌市条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、指名されなかった理由の説明を書面により行うことができる旨、併せて通知するものとする。
- 2 前項の規定により、非指名業者がその理由を求めようとするときは、書面を持参して行わせるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。
- 3 市長は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、非指名業者に対し書面(別記様式第6号)により回答するものとする。

#### (設計図書等の閲覧等)

- 第9条 設計図書等は、公募を開始した日から入札日の前日までの間、市長が指定する場所において 閲覧に供するものとし、指名業者は指名通知をした日から入札日までの間、設計図書の貸出を受ける ことができる。
- 2 設計図書等に対する質問及び回答については、公示用設計図書の取扱要綱(平成6年市長決裁)に基づき行うものとする。

#### (入札の無効)

第10条 公告に示した入札参加希望者の要件に該当しない者のした入札、虚偽の申請を行った者の した入札及び建設工事競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無 効とする。

## 附則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。